

環境データの集計範囲、集計期間、算定条件・根拠

組織内のエネルギー消費量

集計範囲	日本：12 事業所（TOYO TIRE 株式会社（本社、仙台工場、桑名工場、兵庫事業所、タイヤ技術センター、自動車部品技術センター、基盤技術センター、タイヤ試験場）、福島ゴム株式会社、東洋ソフラン株式会社、綾部トーヨーゴム株式会社、オリエント工機株式会社） 米州：2 事業所（TOYO AUTOMOTIVE PARTS (USA), INC., TOYO TIRE NORTH AMERICA MANUFACTURING INC.） アジア（日本を除く）：6 事業所（東洋橡塑（広州）有限公司、通伊欧輪胎張家港有限公司、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、SILVERSTONE BERHAD、TOYO TYRE MALAYSIA SDN BHD、TOYO RUBBER CHEMICAL PRODUCTS (THAILAND) LIMITED）
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	燃料使用実績値から算出（ただし、2018 年度までの海外再生可能エネルギー源（太陽光）由来のエネルギー総量は機器仕様書に基づく理論値）。2013 年度標準発熱量（経済産業省資源エネルギー庁、最終改正 2020 年）で換算。 参考値の購入電力に占める再生可能エネルギー割合は、日本国内拠点は各電力購入先電力会社の公開情報、日本以外の拠点は Enerdata 社が公表する各国の再生可能エネルギー由来の発電量情報をそれぞれ参考とした推計値。

組織外のエネルギー消費量（輸送時のエネルギー消費量）

集計範囲	日本国内物流（トラック、船舶、鉄道）にかかる燃料
集計期間	当年 4 月～翌年 3 月
算定条件・根拠	「荷主の省エネ推進の手引き（第 6 版）」（経済産業省資源エネルギー庁）に準拠。

エネルギー原単位

集計範囲	エネルギー原単位（発熱量/売上高）は「組織内のエネルギー消費量」と同じ。
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	燃料使用実績値から算出。エネルギー消費量の換算は「組織内のエネルギー消費量」と同じ。売上高は連結決算値。発熱量 1,000 万 KJ を原油 0.258 kl として換算（省エネ法施行規則第 4 条（換算の方法））。

エネルギー消費量の削減事例

集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・ 根拠	燃料使用実績値から算出。エネルギー消費量の換算は「組織内のエネルギー消費量」と同じ。

製品（低燃費タイヤ）によるエネルギー必要量の削減

集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・ 根拠	「タイヤの LCCO2 算定ガイドライン Ver. 2.0」（（一社）日本自動車タイヤ協会）に準拠。ライトトラック用 M サイズタイヤは乗用車用タイヤとして、L サイズタイヤはトラック・バス用タイヤとしてそれぞれ換算。

温室効果ガス（GHG）排出量

集計範囲	スコープ 1、2：「組織内のエネルギー消費量」と同じ。 スコープ 3：タイヤ製造関連事業所 日本：6 事業所（TOYO TIRE 株式会社（本社、仙台工場、桑名工場、タイヤ技術センター、基盤技術センター）、福島ゴム株式会社） 米州：1 事業所（TOYO TIRE NORTH AMERICA MANUFACTURING INC.） アジア（日本を除く）：4 事業所（通伊欧輪胎張家港有限公司、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、SILVERSTONE BERHAD、TOYO TYRE MALAYSIA SDN BHD）
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・ 根拠	以下の法令、基準に準拠： エネルギーの合理的な使用に関する法令、日本環境省、地球温暖化対策の促進に関する法律の改定に取って代わられる、地球温暖化に対処する対策の促進に関する法律（2005 年改訂）、「温室効果ガス（GHG）プロトコル」（WBCSD、WRI）、「タイヤの LCCO2 算定ガイドライン Ver. 2.0」（（一社）日本自動車タイヤ協会） ※スコープ 2 はロケーション基準を採用。

2020 年度排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減された GHG 排出量

集計範囲	「組織内のエネルギー消費量」（日本国内拠点）と同じ。
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・ 根拠	各燃料使用量の計画値に対する削減実績値から算出。

オゾン層破壊物質（ODS）の排出量

集計範囲	日本：11 事業所（TOYO TIRE 株式会社（本社、仙台工場、桑名工場、兵庫事業所、タイヤ技術センター、東洋ゴム基盤技術センター、自動車部品技術センター）、福島ゴム株式会社、東洋ソフラン株式会社、綾部トーヨーゴム株式会社、オリエント工機株式会社）
集計期間	当年 4 月～翌年 3 月
算定条件・ 根拠	「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」（環境省、経済産業省・令和 3 年）に準拠。

窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、およびその他の重大な大気排出物

集計範囲	<u>NOx、SOx</u> 日本：4 事業所（TOYO TIRE 株式会社（仙台工場、桑名工場、兵庫事業所）、福島ゴム株式会社） アジア（日本を除く）：1 事業所（通伊欧輪胎張家港有限公司） <u>VOC</u> 日本：6 事業所（TOYO TIRE 株式会社（仙台工場、桑名工場、兵庫事業所）、福島ゴム株式会社、東洋ソフラン株式会社、綾部トーヨーゴム株式会社）
集計期間	NOx、SOx：当年 1 月～12 月 VOC：当年 4 月～翌年 3 月
算定条件・ 根拠	計測値。VOC は各拠点年間 1t 以上使用実績のある物質についての集計値。

取水量

集計範囲	日本：12 事業所（TOYO TIRE 株式会社（本社、仙台工場、桑名工場、兵庫事業所、タイヤ技術センター、自動車部品技術センター、基盤技術センター、タイヤ試験場）、福島ゴム株式会社、東洋ソフラン株式会社、綾部トーヨーゴム株式会社、オリエント工機株式会社） 米州：2 事業所（TOYO AUTOMOTIVE PARTS (USA), INC., TOYO TIRE NORTH AMERICA MANUFACTURING INC.） アジア（日本を除く）：6 事業所（東洋橡塑（広州）有限公司、通伊欧輪胎張家港有限公司、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、SILVERSTONE BERHAD、TOYO TYRE MALAYSIA SDN BHD、TOYO RUBBER CHEMICAL PRODUCTS (THAILAND) LIMITED）
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	計測値。水ストレス判定は 2020 年 2 月末時点における「アキダクト・ウォーター・リスク・データ」（世界資源研究所）による。

排水量

集計範囲	「取水量」と同じ。 ただし、TOYO TIRE 株式会社兵庫事業所の計測値には、隣接する他社事業所の排水量（共同排水処理の量）を含む。
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	計測値および取水量からの推計値。 計測値：TOYO TIRE 株式会社（仙台工場、桑名工場、兵庫事業所）、福島ゴム株式会社、TOYO TIRE NORTH AMERICA MANUFACTURING INC., 通伊欧輪胎張家港有限公司、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、TOYO RUBBER CHEMICAL PRODUCTS (THAILAND) LIMITED 取水量からの推計値：上記以外 水ストレス判定は 2020 年 2 月末時点における「アキダクト・ウォーター・リスク・データ」（世界資源研究所）による。

当社の製造拠点における水消費

集計範囲	「取水量」と同じ。
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	GRI スタンダードに準拠。水ストレス判定は 2020 年 2 月末時点における「アキダクト・ウォーター・リスク・データ」（世界資源研究所）による。

主要な原材料

集計範囲	TOYO TIRE 株式会社
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・ 根拠	購入量実績。

廃棄物

集計範囲	<u>非有害廃棄物総重量</u> 日本：11 事業所（TOYO TIRE 株式会社（本社、仙台工場、桑名工場、兵庫事業所、タイヤ技術センター、自動車部品技術センター、基盤技術センター）、福島ゴム株式会社、東洋ソフラン株式会社、綾部トーヨーゴム株式会社、オリエント工機株式会社） 米州：2 事業所（TOYO AUTOMOTIVE PARTS (USA), INC.、TOYO TIRE NORTH AMERICA MANUFACTURING INC.） アジア（日本を除く）：6 事業所（東洋橡塑（広州）有限公司、通伊欧輪胎張家港有限公司、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、SILVERSTONE BERHAD、TOYO TYRE MALAYSIA SDN BHD、TOYO RUBBER CHEMICAL PRODUCTS (THAILAND) LIMITED） <u>非有害廃棄物のうちリサイクル量、非有害廃棄物のうちリユース量、有害廃棄物（特別管理規制廃棄物）総重量</u> 日本：11 事業所（TOYO TIRE 株式会社（本社、仙台工場、桑名工場、兵庫事業所、タイヤ技術センター、自動車部品技術センター、基盤技術センター）、福島ゴム株式会社、東洋ソフラン株式会社、綾部トーヨーゴム株式会社、オリエント工機株式会社） ただし、綾部トーヨーゴム株式会社の非廃棄物総重量、非有害廃棄物のうちリサイクル量、および有害廃棄物（特別管理規制廃棄物）総重量の各計測値には、隣接する他社事業所の廃棄量（共同廃棄処理の量）を含む。
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・ 根拠	総重量計測値、国内リユース量は廃棄物処理請負業者から提供された処理総量情報による。国内リサイクル量は廃棄物発生総量から埋立量を減した量。

有害廃棄物の輸送（PRTR 法対象物質）

集計範囲	日本：6 事業所（TOYO TIRE 株式会社（仙台工場、桑名工場、兵庫事業所）、福島ゴム株式会社、東洋ソフラン株式会社、綾部トーヨーゴム株式会社）
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・	第一種指定化学物質は各拠点年間 1t 以上使用実績のある物質、特定第一種指

根拠	定化学物質は各拠点年間 0.5t 以上使用実績のある物質についての集計値。
----	---------------------------------------

リトレッドタイヤ生産本数（TOYO TIRES ブランド）

集計範囲	当社持分法適用関係会社の更生タイヤ製造工場（日本国内）
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・ 根拠	生産実績値